政策部会の設置について

令 和 3 年 5 月 31日 重要インフラ専門調査会会長決定

- 1 重要インフラ防護に関する官民の行動計画に係る調査検討を行うため、重要インフラ 専門調査会に政策部会を置く。
- 2 政策部会は、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」(平成29年 4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定)の改定に向け、重要インフラ防護における 課題、今後の方向性等について調査検討を行う。
- 3 政策部会の委員は、重要インフラ専門調査会(以下「専門調査会」という。)の会長が 専門調査会の委員の中から指名した者とする。
- 4 政策部会に主査をおく。主査は政策部会の委員の互選により決する。
- 5 主査は、必要があると認めるときは、政策部会の委員の以外の者に対し、政策部会の会議に出席して意見を述べることを求めることができる。
- 6 政策部会の庶務は、関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 政策部会は、その設置に係る調査検討が終了したときは、廃止されるものとする。
- 8 前各項に掲げるもののほか、政策部会の運営に関する事項その他必要な事項は、政策部 会の主査が定める。

以上